

富津市太陽光発電設備の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における太陽光発電設備の設置、運用、管理及び撤去（以下「設置等」という。）の指導に関し必要な事項を定めることにより、地域と共生して調和のとれた太陽光発電施設の利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備（土地に自立して設置するものに限る。）及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 発電事業 太陽光発電設備を利用し発電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 発電事業を行う者をいう。
- (5) 周辺地域の住民 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「規則」という。）第4条の2の3第2項第1号に規定する周辺地域の住民をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上であって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項に規定される再生可能エネルギー発電事業計画の認定を要しない発電事業について適用する。

(市の責務)

第4条 市は、この要綱の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、発電事業を実施するに当たり、関係法令、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁策定）及びこの要綱（以下「関係法令等」という。）を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、及び周辺地域の住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、発電事業の実施に伴い事故、公害、災害等が発生し、又は周辺地域の住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、及び再発防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、発電事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、及び廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき適切に処分しなければならない。

（周辺地域の住民への説明）

第6条 事業者は、次条の規定による届出を行う前に周辺地域の住民に対して説明会又は戸別訪問等（以下「説明会等」という。）を行い、当該発電事業の内容について周辺地域の住民の理解を得るものとする。

2 説明会等の実施方法等については、規則第4条の2の3の規定に準ずる。

3 事業者は、周辺地域の住民の範囲等について、説明会等を実施する30日前（市長が認める場合は、市長が指定する期日）までに「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、及び相談を行うものとする。

（1） 説明会等において配布を予定している書類

（2） 周辺地域の住民の範囲を示す書類

（届出）

第7条 事業者は、発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前（市長が認める場合は、市長が指定する期日）までに、太陽光発電設備設置（変更）届出書（別記第2号様式）の正本及びその写し1通にそれぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に届け出るものとする。

（1） 位置図及び付近の見取図

（2） 事業区域の土地の登記事項証明書又は登記簿謄本

（3） 事業区域の土地が借地の場合は、所有者（借地権を有する者を含む。）との契約書（契約前の場合は、両者による確認書）の写し

（4） 構造図（標識の掲示場所、柵等を図示したもの）

（5） 関係法令等による許認可等の手続状況を証する書類及びそれを所管する団体との打合せ報告書

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 事業者は、前項の規定による届出後に内容を変更しようとするときは、太陽光発電設備設置（変更）届出書（別記第2号様式）の正本及びその写し1通に、それぞれ前項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に届け出るものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前（市長が認める場合は、市長が指定する期日）までに太陽光発電設備廃止届出書（別記第3号様式）を市長に届け出るものとする。

（報告の徴収）

第8条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

（助言又は指導）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し必要な助言又は指導を行うことができる。

（情報提供）

第10条 市長は、事業者が発電設備の設置等に当たり、第5条の規定を遵守していないと認めるときは、国又は関係機関へ情報を提供するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年2月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公示の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する工事に係る発電事業について適用する。

（準備行為）

- 3 発電事業を行おうとする事業者は、施行日前においても、第6条及び第7条の規定の例により、説明会等その他説明会等の実施に関し必要な手続及び発電事業の実施に係る届出を行うことができる。
- 4 前項に定めるもののほか、この告示による太陽光発電設備の設置等の指導に関

し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。